

令和2年（行ウ）第344号

LINEを用いたオンラインによる住民票の写し交付請求サービス適法確認請求事件

原告 株式会社Bot Express

被告 国

原告第五準備書面

令和4年1月14日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

原告訴訟代理人弁護士 水 野 泰 孝



同 加 藤 由 利 子



頭書事件について、原告は、本サービスによる本人確認方法に係る本人確認の強度、これを用いた住民票の写しの交付請求の安全性等に関して、以下のとおりその主張を補足する。

第1 「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」に関して

これまでも原告が指摘している「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」における検討内容につき、前回の期日以降、令和3年12月6日開催の検討会（第三回）の議事概要が公表されるとともに（甲47）、同月28日付けにてこの検討会の最終的な成果物としての報告書が発表されたことから（甲48）、これらを証拠として提出する。

第2 内閣官房 IT 総合戦略室等における行政手続のオンライン化に当たっての本人確認の考え方について

- 1 内閣府規制改革推進室，内閣官房 IT 総合戦略室及び内閣官房行政改革推進本部事務局は，令和2年11月16日付けにて，「本人確認ガイドライン」¹の内容を補完するもの」として，各府省政策担当部局長あてに，「行政手続のオンライン化に当たっての本人確認の考え方」と題する事務連絡（甲49。以下「本事務連絡」という。）を発出した。

下記2において，本事務連絡における内容のうち，本訴訟との関係で重要な点を指摘する。

- 2(1) まず，本事務連絡は，「(略) オンラインによる本人確認に必要な保証レベルの検討は，オンラインの特性を踏まえるとともに，書面での申請における本人確認で求められている保証レベルとの整合性も勘案しつつ行うべきである。」（4頁2行目から同頁4行目）として，原告が主張するとおり，オンラインによる本人確認に必要な保証レベルにつき，個別法の定める申請等の手続との整合性を要求する。
- (2) 次に，本事務連絡は，「標準的な考え方」として，「これまで，i）認印のみで本人確認を行っていた場合，または，ii）実印だが印鑑証明の提出による印影の確認をせずに本人確認を行っていた場合は，原則として，必要な保証レベルは「該当しない」と判定する。」（4頁中段）として，押印による本人確認については印鑑登録されている印影と照合する仕組みであってはいじめでオンラインによる本人確認のあり方を検討するにあたって意味をもつものと整理するところ，これは原告の主張に合致する内容である（住民票の写しの交付請求における押印は，法令上要求されているものでもなければ，印鑑登録されている印影に係る印（実印）を押すよう要求されているものでもない）のであって，これをもって“厳格な”本人確認が要求されていると評価す

¹ 本訴訟における「本ガイドライン」を指す。

ることとはできない。)

- (3) さらに、本事務連絡は、「一方で、各行政手続における本人確認は、オンラインによる本人確認の手法以外の手法も勘案し、総合的に実施すべきものである。すなわち、対象となる行政手続に関するリスクの影響度等が高位であったとしても、上記（１）の例示のように、情報システム外で本人確認の補完等が行われれば、必ずしもオンラインによる本人確認の保証レベルを厳格なものとする必要がない場合もあると考えられる。」（４頁下から３行目から５頁２行目）として、オンラインによる本人確認のあり方については、情報システム外の仕組みで本人確認の補完等が行われることも想定しこれを認める。
- (4) 加えて、本事務連絡は、「BPR 等を行った上で、オンラインにおける本人確認に必要な保証レベルとして、①及び②に記載のレベルよりも高いレベルと判定することもあり得るが、その際は、本人確認ガイドライン付録 A「認証方式の合理的な選択を目的としてリスク評価手法」を参考にして、想定されるリスクの種類とその影響度が、選択するレベルに合致すると明確に説明できる必要がある。また、上記の整理よりも高いレベルと判定する場合には、当該レベルで必要となる本人確認の手法に係るコストを考慮してもなお当該レベルと判定することが妥当であるか確認する必要がある。」（５頁３行目から同頁１０行目）として、オンラインによる本人確認に必要な保証レベルについて、本来の保証レベルよりも高いレベルを要求するときには、当該レベルに合致すると明確に説明できる必要があり、また、コストを考慮した妥当性も確認される必要があるとする。

第３ 本サービスによる本人確認方法について

- １ 訴状・第３・２（７頁）、原告第四準備書面・第５・１（１２頁）などにおいて、本サービスによる本人確認方法について説明を行ってきたところであるが、本サービスによる本人確認方法に係る本人確認の強度やこれを用いた安全性等

について問われていることから、ここで改めて本サービスによる本人確認方法の内容について整理して説明する。

- 2(1) 本サービスによる本人確認方法は、訴状・第3・2（7頁）で述べたとおり、下記の過程を経る。

記

- ①申請者から、LINE 上で起動されるカメラを用いて、正面から「自己の容貌」を撮影した写真を送信してもらう。
 - ②システム上において、正面から「自己の容貌」が撮影されたものといえるか否かを自動判定する。
 - ③申請者から、LINE 上で起動されるカメラを用いて、上向き又は横向き（いずれであるかはシステム側が指定）にて「自己の容貌」を撮影した写真を送信してもらう。
 - ④システム上において、指定するとおりに上向き又は横向きの「自己の容貌」が撮影されたものといえるか否かを自動判定する。
 - ⑤システム上において、上記①②の写真を照合し、これらが同一人物であるか否かを自動判定する。
 - ⑥申請者から、LINE 上で起動されるカメラを用いて、顔写真付きの本人確認書類（運転免許証等）を送信してもらう。
 - ⑦システム上において、正しく顔写真付きの本人確認書類が送信されているか否かを自動判定する。
 - ⑧システム上において、上記①③の写真に係る人物と、⑥の顔写真付き本人確認書類上の顔写真の人物を照合し、同一人物であるか否かを自動判定する。
 - ⑨職員が申請者から提供された画像について目視による確認作業を行う。
- (2) 上記(1)における①ないし⑧に係る本人確認については、LINE 株式会社が開発した「LINE CLOVA」と称するシステムを用いている（甲50。特に、甲50の資料の左下の通し番号でみて、12頁ないし17頁参照）。このシス

テムそれ自体において、いわゆる eKYC として安全性・確実性に問題があるものではない。本サービスによる本人確認において提示を求める顔写真付きの本人確認書類は、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード及び在留カードの4種のいずれかであり、これら以外の書類は本サービスによる本人確認における本人確認書類として用いることはできない。

これまでも繰り返し述べているとおり、本サービスによる本人確認方法は、犯罪収益移転防止法が非対面の本人確認方法として定める方法（具体的には、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第6条第1項第1号ホに規定する方法）に適合するものでもある。

- (3) また、本サービスによる本人確認方法として、次の点もその確実性・安全性を補完する事情として重要である（オンラインによる本人確認のあり方につき、情報システム外の仕組みで本人確認の補完等が行われることも想定された上でこれが認められていることについては、前述のとおりである。）。

ア まず、本人確認の最終段階においては、職員による目視の確認作業も行われる。

イ 次に、運用上の対応として、本サービスにおいては、住民票の写しは、当該住民票において住所（住基法7条7号）とされた住所（住民基本台帳に登録されている住所）にあててのみ発送される。これ以外の発送先を求める場合、本サービスを利用することはできない仕様となっている。見方を変えれば、本サービスを用いて住民票の写しの交付請求をなすにあたっては、当該本人の住所を正しく把握していることが前提となる。

ウ さらに、運用上の対応として、本サービスにおいて発送される住民票の写しにおいて「個人番号」が記載される場合には、書留郵便にて発送することとされている。

第4 本サービスによる本人確認方法と、電子署名を行い電子証明書と併せて送信する方法による本人確認方法の強度や安全性の違いについて

- 1 原告としても、電子署名を行い電子証明書と併せて送信する方法による本人確認方法（以下「電子署名による本人確認方法」という。）の確実性それ自体は認めるものである。

ただし、原告としては、問題設定として本サービスによる本人確認方法と電子署名による本人確認方法の強度や安全性を比べることが正しい議論の方向性であるとは考えない（原告としての基本的な考えは、住民票の写しの交付請求をオンラインにて行うにあたりどの程度の強度・安全性を備えたものとする必要があるかとの観点から出発して検討すべき問題であり、電子署名による本人確認方法と比較する問題ではないというものである。この比較を行うことによれば、すべてのオンラインによる行政手続における本人確認は電子署名による本人確認方法によらなければならないということにもなりかねないが、デジタル手続法はそのような事態を想定していないことはいうまでもない。）。

- 2 もっとも、裁判所において、本サービスによる本人確認方法と電子署名による本人確認方法の違いに関心があるとのことではあるので、原告としての考えを述べることにする。

すなわち、電子署名による本人確認方法においては、マイナンバーカードそれ自体と PIN 番号（**Personal Identification Number**）を用いて本人確認を行うことになるが、技術的にマイナンバーカードそれ自体を偽造することは（現在の技術ではほぼ）不可能であり、この意味では、電子署名による本人確認方法は確実なものであるといえる。ただし、マイナンバーカードそれ自体が窃取、騙取等され、PIN 番号も何かしらの方法で情報として取得されるなどすれば、本人ではない者が本人であると偽ってオンラインによる行政手続を行うことは可能であって、この文脈において電子署名による本人確認方法も脆弱性をもっている。

他方、本サービスによる本人確認方法においては、運転免許証等の顔写真付き身分証明書を偽造し、当該顔写真付き身分証明書上に表示されている者と同じの者についてシステムから指示され得るすべての角度からの顔写真を用意し

ておけば、本人であると偽って申請手続を行うこと自体は不可能ではないといえる。この意味において、電子署名による本人確認方法と比較したときに、本人確認方法としての強度が相対的にいくらか低くなることにはなる。もっとも、この部分は、前記第3・2・(3)で述べたシステム外の運用としての対応（住民基本台帳に登録された「住所」あてにのみ住民票の写しを発送するなど）により、手続全体として見たときに、電子署名による本人確認方法と同程度あるいはこれに匹敵する程度、确实性・安全性を備えたものとなっているといえる（上述のとおり、電子署名による本人確認方法も脆弱性をもっているところである。）。

以 上